サービス管理責任者等研修受講の流れと経過措置等について

(特非)栃木県障害施設・事業協会

【基礎研修】

受講資格取得研修
(相談支援従事者初任者研修講義部分)
＋
サービス管理責任者等研修
(基礎研修)
講義・演習

基礎研修を修了した方

⇩

基礎研修修了時点で**<u>２人目からの</u>**サービス管理責任者、又は児童発達支援管理責任者として配置可能。個別支援計画の原案作成等、一部業務が可能。

受講開始日前の<u>5年間で2年以上</u>の実務経験が必要

ＯＪＴ※1

【実践研修】

サービス管理責任者等研修
(実践研修)

令和4年度から実施

実践研修を修了した方

⇩

正式にサービス管理責任者又は、児童発達支援管理責任者として配置可能。

実践研修修了後、<u>5年間で2年以上</u>の実務経験等※2が必要

【更新研修】

実践研修修了日から翌年を1年と計算し、**5年**の間に受講する。

平成30年度以前にサービス管理責任者等資格を取得している方は令和5年度までに更新研修を受講。

更新研修を修了した方

⇩

5年毎に更新を続ける。なお、更新できなかった場合や、必要な経験年数を満たさない場合は実践研修に戻る。

※1　ＯＪＴ：<u>基礎研修修了後、実践研修受講までに5年間で２年以上の業務従事が必要</u>

（例）

基礎：基礎研修**<u>修了年度</u>**
▬：実務経験年数
実践：実践研修**<u>受講希望年度</u>**

①

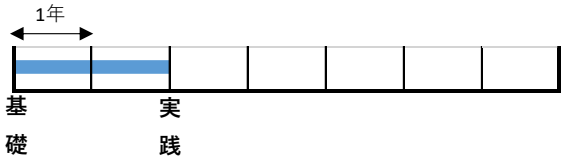

基礎研修修了後から2年間実務経験を積んだ状態である為、実践研修の受講希望が可能。

②

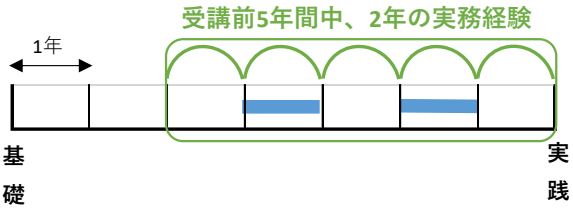

基礎研修を修了しており、<u>実践研修受講前5年間の間に2年間以上の実務経験を積んだ状態</u>である為、実践研修の受講希望が可能。

③

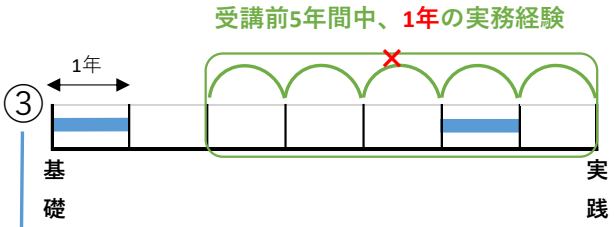

実践研修受講前の5年間の間に、2年間以上の実務経験を積んでいない為、<u>受講希望は不可能</u>。

④

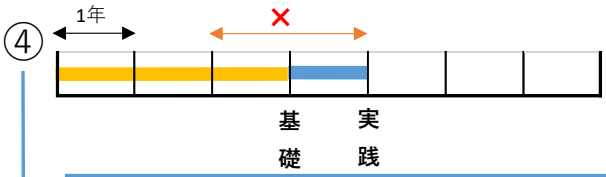

OJTに定められた実務経験の起算点は**<u>基礎研修修了後</u>**であり、<u>基礎研修受講より前の実務経験年数</u>（▬部分）は認められない。よって、④の例はOJTが2年未満の為、<u>受講希望は不可能</u>。

基礎研修修了者における**経過措置**については、令和３年度で終了しました

※2　更新研修受講要件

受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要。

平成30年度以前に資格を取得されている方

令和元年度から令和5年度までの期間内に初回の更新研修を受講する。
平成30年度以前に資格を取得されている方の初回の更新研修（令和元年度から令和5年度までに限る）においては、更新研修の受講に実務経験は必要ない。ただし、2回目以降の更新研修受講には、受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要である。
平成30年度以前に資格を取得し、令和5年度までに初回更新研修を受講できなかった方、もしくは、更新研修の修了証に記載されている**【本修了証書有効期間（次回更新研修受講期間）】**に更新を行わなかった方は、**実践研修**を受講する事で、再度サービス管理責任者等の職務に就くことが出来る。

2回目以降の更新研修について

（例）令和5年度の2回目の更新研修をした場合

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	…
①初回更新				②受講							…

令和2年4月1日から令和7年3月31日までは、①で発行された修了証を使用。令和7年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、期間内に実務要件を満たし、2度目の更新研修（②）を受講する。
(令和7年3月31日までは、①の修了証を使用)

令和7年4月1日から令和12年3月31日までは、②で発行された修了証を使用。令和12年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、期間内に実務要件を満たし、3度目の更新研修を受講する。以降この考え方を基に、5年毎に更新研修を受講する。